

お知らせ

国保年金担当からの お知らせ

① 医療費通知（医療費のお知らせ）をご存知ですか？

荻田町では、医療費負担の仕組みや健康について理解を深めていただくために、2か月ごとに「医療費通知」を各世帯にお届けしています。「医療費通知」を通じて受診状況をふり返り、健康な体づくりや、病気の早期発見・早期治療につなげましょう。
※「医療費通知」の記載内容が医療機関発行の領収書等と異なる場合は左記までお問い合わせください。

② 医療機関や薬局でもらった領収書は大切に

医療機関や薬局で発行される領収書は、高額療養費の請求や確定申告で医療費控除を受ける際の添付資料として必要になります。大切に保管しておきましょう。

問 住民課

☎093・434・1848

資源回収助成金団体登録 のお知らせ

古紙などの資源を回収する団体に対して、回収量に応じて助成金を給付します。

助成金を希望する団体は、町に事前登録をお願いします。

※登録は毎年必要です。

対 町内で活動する5人以上の団体（代表者は町内在住）

申 8月31日※までに「資源回収団体登録申請書」、「資源回収計画予定表」に記入して左記に提出してください（新規登録の団体は「回収団体名簿」が必要です）。

※申請書等の様式はホームページと環境課にあります。

● 登録有効期間：登録した日（令和5年3月31日まで）

● 助成対象資源物：新聞紙、雑誌類、段ボール、せんい（古布）類

● 助成金額：いずれも1キログラム当たり9円（合計額の1000円未満は切り捨て）
※助成金の交付申請受付は9月と3月です。

問 環境課

☎093・434・1834

引越しごみや一時的多量 ごみは自己搬入を

引越しや大掃除、模様替えなどで一時的に多量に出るごみは、通常収集では収集しません。次の方法で適正に処分してください。

【引越しごみ等の処分方法】

① 荻田エコプラントに自己搬入。

② ①が難しい場合は（町の許可を取得している一般廃棄物収集運搬許可業者）に依頼（無許可の業者を利用することは法令で禁止されています）。

※町の収集運搬許可業者は、お問い合わせください。

ご家庭の廃家電や粗大ごみ等は『荻田町家庭ごみの分け方・出し方』のルールに従って適正に処分してください。

問 環境課

☎093・434・1834

殿川の清掃活動に 参加しませんか？

多様な生物が住める環境を目指して、殿川の清掃（ごみ拾い等）を行います。ど

なたでも参加できます。

日 4月18日（日）9時～（1時間程度。雨天中止）

場 殿川横のあずまや集合

持 長靴・軍手持参、マスク着用（ゴミ袋、トンブはこちらで用意します）。

問 殿川とホテルを守る会

☎093・434・3243

次世代自動車購入費用の 一部を補助します

脱炭素社会への転換を推進するため、次世代自動車を購入する方に費用の一部を補助します。補助対象車両および補助額は左記のとおりです。

【電気自動車】 本体価格の5%（上限20万円）

【プラグインハイブリッド自動車】 本体価格の5%（上限15万円）

【燃料電池自動車】 本体価格の5%（上限35万円）

詳細は広報かんだ3月25日号およびホームページをご確認ください。

問 環境課

☎093・434・1834

「春の環境美化の日」のお知らせ

まちの美化と環境問題への意識啓発を図るため「環境美化の日」を設け、清掃活動を行います。当日は新型コロナウイルス感染症防止対策を行った上で実施します。

【日】5月8日(日)8時～
 ※雨天時は5月22日(日)に延期
 ※新型コロナウイルスの感染状況等により変更・中止となる場合があります

※詳細は広報かんだ4月25日号に掲載します。

【問】環境課
 ☎093・434・1834

成年後見制度の地域巡回相談会

成年後見制度は、認知症などで物事を判断する能力が十分でない人が契約行為等をするときに、不利益が生じることのないよう本人の意思決定を支援する制度です。認知症の方の財産管理のことなど制度についてお気軽にご相談ください。

【日】5月9日(日)13時30分～16時

時30分(1人1時間以内)

【場】三原文化会館
 【対】一般住民の方及び福祉サービス事業者、関係機関、団体の職員
 【申】当日12時までに事前に電話で申し込み
 【問】行橋・京都成年後見センターおれんじ
 ☎0930・26・8910

EM活性液無料配布日(令和4年度上半期)

【日】原則毎月第2・4(日)9時～(4月14日・28日、5月12日・26日、6月9日・23日、7月14日・28日、8月25日、9月8日・22日)
 ※なくなり次第終了
 ※新型コロナウイルスの影響で配布が中止となるときはホームページ等でお知らせします。

【場】刈田町総合体育館の向い側にある倉庫(配布日には目印に旗を立てます)。
 【持】2ℓのペットボトル(きれいに洗って乾かしたもの)
 【内】一人2ℓまで(代理での受領も可能です)

※受領の際に、氏名・住所・

電話番号を名簿に記入してもらいます。代理の方は受領者全員分の記入が必要です。

【問】環境課
 ☎093・434・1834

鳥獣ハンターになつてみませんか?

京築地域農業・農村活性化協議会では、イノシシやシカなどから私たちのくらしや農作物を守るため、野生鳥獣の捕獲を担うハンターを募集しています。

鳥獣ハンターになるためには、狩猟のルールやマナー、生活スタイルに合わせてどのような狩猟方法(銃猟、わな猟、網猟)を選ぶのか、などについて理解を深めることが大切です。

本協議会では、狩猟の基礎から指導する体制が整っていますので、初心者でも安心して狩猟生活を始めることができます。興味のある方は左記までお問い合わせください。

【問】農政課
 ☎093・434・1893

講座・講習会

公民館講座「今を大切に過ごすための整理収納」

モノと向き合うことで今の生活をスッキリしてみませんか? 誕生日から見たタイプの別の片付け方法もお伝えします(全2回)。

【日】4月27日(日)、5月11日(日)10時～11時30分
 【場】北公民館 【対】一般男女
 【定】15名 【費】無料
 【持】筆記用具(マスコ着用)
 【申】4月13日(日)9時～

【問】北公民館
 ☎093・434・9000

自分でできる庭手入れ 植木の剪定を学ぼう!

庭木の病気や種類別の管理方法、具体的な刈込方法などを専門家から学びます。※座学と実技を予定しています。動きやすい服装で参加ください。

【日】5月20日(金)9時～12時
 【場】刈田町総合福祉会館
 【対】刈田町在住で、剪定に興味のある概ね60歳以上

【定】15名(先着順) 【費】無料
 【持】剪定ばさみ(持っている方)
 【申】5月2日(日)まで
 【問】刈田町シルバー人材センター
 ☎093・435・3221



募集

都市高速道路モニター募集

【任期】7月から9か月程度
 【定】50人以上
 【内】インターネットアンケートの回答(謝礼あり)
 【申】5月16日(日)まで(受付・詳細はホームページ)
 【問】福岡北九州高速道路公社
 ☎092・631・3292

令和4年度自衛官募集

【募集項目】第1回自衛官候補生、第1回一般曹候補生、

子育て

放課後子どもひろば登録申請のご案内

「放課後子どもひろば」の参加希望者は、新規・継続を問わず、必ず登録申請が必要です。左記の日程に登録申請を行ってください。

※新規の方は説明会への参加も必須です(継続の方は参加自由です)。
 【日】4月28日(日)13時30分～
 ※説明会14時

【場】中央公民館(視聴覚室)
 【持】新規または継続の登録申請書(申請書は刈田町HPからダウンロード可)、年間登録料6000円
 ※生活保護世帯、ひとり親家庭等医療該当世帯の年間登録料は3000円です。それぞれ「診療依頼書」と「ひとり親家庭等医療証」をご持参ください。
 ※馬場小、南原小、与原小のひろばは対象外です。直接ひろばへお問合せください。

【問】生涯学習課
 ☎093・434・2044

目指せ健康!運動教室のご案内

スロージョギング教室

「スロージョギング」は隣の方と話ができるくらいのペースで行うジョギングです。通常のジョギングと同じカロリーを消費するため、ダイエット効果や生活習慣病・認知症予防効果が期待でき、運動が苦手な方でも楽しく継続しやすい運動です!

- 対象/30歳以上の町民で主治医より運動を制限されていない方
- 日時/4月21日(日)・28日(日)9:30～11:30
- 定員/30名(原則2回とも参加できる方)
- 費用/無料
- 会場/北公民館大ホール
- 持ち物/運動のできる服装、運動靴(室内用)、飲み物、タオル
 ※新型コロナウイルスの感染状況により教室中止や延期となる場合があります。
- 申込期間:4月20日(日)まで(要申込)
- 申込・問合せ/子育て・健康課 ☎093・588・1235

『本気で健診結果改善!』教室

体重や血圧が基準値を超えているけど、改善に向けてなかなか一歩が踏み出せない方!一緒に「すべて基準値内」を目指しませんか?

- 教室の流れ/
 - ・5月2日(日):事前説明会(9時30分から1時間程度)
 - ・5月16日～8月1日の(月)・(金):体力測定、筋力トレーニング、自転車エルゴ、ウォーキング、月1回の運動講話、体力測定
 - ・8月5日(金)修了式
- 時間/月・金の運動は9時～12時のうち、1時間を選択
- 対象/町内在住の30歳以上の方で、健診結果や血液検査の結果(体重、腹囲、血糖、血圧等)に1つ以上基準値を外れているものがある方(先着15名)
- 費用/1回200円(10回の回数券制)
- 申込・問合せ/パンジープラザ ☎093・436・5115

5歳以上11歳以下の方のワクチン接種について

5歳～11歳の方のワクチン接種の予約を受け付けています。予約方法などの詳細は、接種券に同封のチラシをご確認ください。

■対象／**苅田町に住民登録のある5歳以上11歳以下の方**

■内容／ファイザー社製の小児用ワクチンを3週間の間隔をあけて2回接種

※12歳以上用のワクチンと比較し、有効成分が1/3となっています。また、新型コロナワクチンとその他のワクチンの接種間隔は13日以上あける必要があります。

■接種会場・方法／**苅田町総合体育館での集団接種**

※町内医療機関では行いません。

■当日の持ち物／

- ・お送りした接種券の封筒一式
同封の予診票は事前にご記入ください。
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など）
- ・上履きまたはスリッパ
- ・母子健康手帳（親子健康手帳）

■その他／

- ・接種の際は保護者の同伴が必要です。
- ・小児用ワクチンの接種（1回目）は12歳の誕生日の前々日まで可能です。12歳の誕生日が近い方はご注意ください。

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



ワクチン接種に関する情報は、広報かんだのほか、苅田町ホームページ、苅田町公式LINE、KBCテレビデータ放送「dボタン広報誌」でもお知らせします。

今回掲載している内容（3回目接種の対象や実施方法など）は、今後の国の方針により、変更となる場合があります。最新情報は苅田町ホームページをご覧ください。

新型コロナワクチンの3回目接種について

苅田町では、新型コロナワクチンの3回目接種の対象となる方に、接種券を順次発送しています。接種の時期や予約方法などの詳細は、接種券に同封のチラシをご確認ください。

【3回目接種の会場・持ち物など】

■接種会場／**苅田町総合体育館**

※町内医療機関での接種はありません。

■ワクチンの種類／**武田 モデルナ社製またはファイザー社製**

■当日の持ち物／接種券付予診票及び接種済証（切り離さずにお持ちください）、本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など）、上履きまたはスリッパ

【注意点】

- ・予約枠に空きがある場合に限り、2回目接種から6か月以上経過後の3回目接種が可能です。
- ・接種間隔について、例えば令和3年10月1日に2回目接種をした方は、接種間隔が6か月の場合、3回目接種は令和4年4月1日から可能です。
- ・他自治体の接種券で2回接種した後に転入した場合など、申請手続きをしないと3回目接種用の接種券が送付されない方がいます。詳細は広報かんだ3月10日号、町ホームページをご確認ください。

2回目接種を終えた 12歳～17歳の方へお知らせ

新型コロナワクチンの3回目接種の対象年齢が、「12歳以上」に引き下げとなりました。

■接種対象／**苅田町に住民登録のある12歳以上の2回目接種から6か月以上経過した方**

■ワクチンの種類／**ファイザー社製のみ**

苅田町では、令和3年10月までに2回目接種を終えた12歳～17歳の方へ、3回目接種用接種券を送付しています。予約方法等の詳細は、接種券に同封のチラシをご確認ください。

- ※接種会場や当日の持ち物は左記と同じです。
- ※聴覚障がい等で電話での予約が難しい方は、FAXにてお申込みいただけます。
- ※令和3年11月以降に2回目接種を終えられた方の3回目接種用接種券は、順次送付予定です。

10代・20代男性の新型コロナウイルスワクチン予約について

ワクチン接種後に、ごくまれに心筋炎、心膜炎を発症した事例が報告されています。これらの症状は、特に10代・20代の男性に多い傾向がありますが、武田/モデルナ社ワクチンより、ファイザー社ワクチンの方が発症頻度が低い傾向が見られます。

10代・20代の男性でファイザー社ワクチンの3回目接種を希望する方は、**対象要件等を町ホームページでご確認の上**、相談コールセンター（☎093・967・3056 / 平日9～17時）にご連絡ください。



福岡県

新型コロナウイルス感染症 後遺症診療相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終了した後に、感染性は消失したにも関わらず、他に明らかな原因がなく、倦怠感や咳、味覚・嗅覚障害等の症状（後遺症）が長引く方がおられます。

福岡県では、このような悩みを抱える方からの相談を受け、症状に応じた診療科の紹介などをおこなっています。

かかりつけ医をお持ちの場合は、まずはかかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医を持たない方や、かかりつけ医で後遺症の対応ができないといった方は、下記相談窓口へご相談ください。



後遺症には主にこのような症状があります

【①痛み】

頭痛、胸部痛、関節痛、筋肉痛など

【②呼吸器症状】

せき、たん、息苦しさ、咽頭痛など

【③精神・神経症状】

倦怠感、不眠、意欲低下、集中力低下、判断力低下など

【④循環器症状】

動悸、息切れ、胸が苦しい、手足がむくむ、手足が冷たい、など

【⑤嗅覚・味覚症状】

においを感じない・弱い、味を感じない・弱い、味が違って感じる、常に口の中が苦い・甘いなど

後遺症診療相談窓口（24時間対応）

☎ 092・643・3630 / FAX 092・643・3697

※聴覚障がい等で電話での相談が難しい方は、FAXにてお申込みいただけます。



令和4年度 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などの所有者に対してかかる税金です。軽自動車税の納税通知書を4月下旬にお送りしますので、期限内の納付にご協力ください。

■納税義務者／4月1日（賦課期日）現在、町内の主な定置場にある軽自動車などを所有している方

■納税方法／4月下旬に納税通知書を発送しますので、5月31日⑩までにお納めください（口座振替も可）。

軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。そのため、4月1日現在の所有者に課税されることになり、4月2日以降に廃車届等をしてその年度分の税金は全額納税が必要となりますのでご注意ください。

口座振替・スマホアプリ決済をご利用している方へ

口座振替またはスマートフォンアプリ決済で納税した場合、車検に使う納税証明書をお送りするのが6月中旬以降となります。

それまでに納税証明書が必要な場合は、大変手数ですが、5月31日⑩以降に、納税が確認できるもの（記帳された通帳やスマートフォンの決済履歴画面）をご持参のうえ、役場税務課までお越しください。

納税証明書の有効期限

納税証明書年度	有効期限
令和3年度	令和4年5月30日
令和4年度	令和5年5月30日

【減免申請について】

身体障害者手帳等をお持ちの方は、軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。減免を受ける場合は、5月31日⑩までに下記の書類を持参し申請してください。

■持参するもの／減免対象となる手帳（身障者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、運転する方の運転免許証、車検証

※減免は対象者一人につき一台のみ。普通車で減免を受けている方は軽自動車での減免は受けられません。

■現在減免を受けている方：引き続き減免を受ける方は、現況届（4月中旬以降送付）を返送していただくことで更新手続きを行うことができます。万が一お手元に届かない場合は税務課までご連絡ください。

なお、所有者等の変更があった場合は、新たに減免の申請が必要です。

軽自動車税（種別税）の税率

■原動機付自転車、二輪車等の税率

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

■四輪以上及び三輪の軽自動車の税率

		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両		最初の新規検査から13年を経過した車両	
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両		
三輪（660cc以下）		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上（660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車税（種別税）の軽減と重課税

■グリーン化特例／令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録した四輪以上及び三輪軽自動車で、一定の環境性能があるものは、当該年度の翌年度分の税が軽減されます。

■重課税／軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は約20%の重課税率が適用されます。

●問／税務課 町民税担当 ☎ 093・434・1115

後期高齢者医療の保険料に関するお知らせ

後期高齢者医療の保険料の算出方法などについてお知らせします。保険料額の詳細については、7月中旬に送付予定の「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でご確認ください。

保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\begin{array}{l} \text{1年間の保険料額} \\ \text{(10円未満切り捨て)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{56,435円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{〔総所得金額等※1－基礎控除額※2〕} \times 10.54\% \text{ (所得割率)} \end{array}$$

※1 「総所得金額等」：前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2 「基礎控除額」：合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

令和4年度の保険料軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

対象者の所得要件（同一世帯※3内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※4の合計額）	軽減割合（軽減後の均等割額の年額）
43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）※5以下	7割（16,930円）
43万円（基礎控除額）＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）※5以下	5割（28,217円）
43万円（基礎控除額）＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）※5以下	2割（45,148円）

※3 「同一世帯」：4月1日時点（年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点）の世帯が基準となります。

※4 「軽減対象所得金額」：基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となる等、例外があります。

※5 「下線部の計算式」：同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方は所得割額はかかりません。

※制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます（軽減後の保険料：年額28,217円）。なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

●問／住民課 ☎ 093・434・1848、後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎ 092・651・3111

国民健康保険の加入・脱退手続きは必ず14日以内に！

加入手続きが遅れると、前保険の資格喪失日までさかのぼって国保に加入することになり、さかのぼった期間の保険料を納めることになります。保険証が使用できるのは届出を記入していただいた日からです。届出の遅れたやむを得ない理由が認められれば、さかのぼって使用することもできます。

国保加入に必要な書類

- 資格喪失連絡票など（会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの）
- 年金手帳（60歳未満でお持ちの方）
- 本人確認書類

国保脱退に必要な書類

- 会社等の健康保険証コピー可
 - 国民健康被保険者証
- ※上記書類は保険証が変わった家族全員分必要です。脱退手続きは郵送でもできます。上記書類を下記までお送りください。

●問／住民課 ☎ 093・434・1848

各種補助金のご案内

② 苅田町ブロック塀等撤去費補助金

地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、ブロック塀等の撤去を行う方に対し、撤去費用の一部を補助します。

※ブロック塀等：補強コンクリートブロック造、組積造（れんが造、コンクリートブロック造等）の塀。壁、擁壁、門柱、門扉、フェンス等は対象外。また、特定の人が行き交う私道に面しているもの、隣地との境にあるものも対象外。

■対象期間／4月1日～令和5年3月31日

※対象期間内に撤去工事を完了すること。

■補助金額／ブロック塀等の撤去に要した工事費（消費税を含む。）の50%（12万円を限度）

■補助予定件数／15件程度（申請書提出の先着順）

※予算額に達した時点で受付を締め切ります。

■補助対象者（すべての要件に該当するブロック塀等の所有者又は管理者）

①同一敷地において、この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

②本町の町税を滞納していないこと。

③暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

●問／総務課 危機管理室 ☎ 093・588・1037

■補助対象のブロック塀等／（すべての要件に該当するもの）

①町内にあるブロック塀等で、苅田町耐震改修促進計画に定める避難経路に面していること。

②道路面又は地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが、1.0m以上であること。

③町の実施するブロック塀等の診断において総合評点が40点未満であること。

■補助対象となる工事／上記ブロック塀等を全部又は一部撤去する工事であること。

※一部撤去の場合のみ、さらに次の要件も満たす必要があります。

①一部撤去後の診断において総合評点が70点以上とし、高さが1.2m以下となること。

②建築基準法第42条に規定する道路内に存在しないこと。

■事前相談／ブロック塀等撤去工事に着手する前に、町と必ず事前相談をお願いします（相談前に契約、着手している場合はこの事業の対象となりません）。

③ 木造戸建て住宅耐震改修補助金

木造戸建て住宅の耐震化を図るため、耐震改修工事費用の一部を補助します。

■対象期間／4月1日～令和5年3月31日まで

※対象期間内に耐震改修工事を完了すること。

■補助金額／耐震改修工事費用（消費税及び地方消費税を除く）の50%（60万円を限度）

■助成予定件数／3件程度（先着順）

■税制優遇措置／耐震改修工事により、固定資産税の減税や所得税の控除を受けられる場合があります。

■申込者の資格（すべての要件に該当する方）

①上記の補助対象住宅の所有者（所有者が既に死亡している場合、法定相続人等の全員の同意が必要です）

②本町の町税、上下水道料の滞納がないこと

③暴力団員でない者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

●問／都市計画課 庶務担当 ☎ 093・434・6521

■補助対象住宅／（次のすべての要件に該当すること）

①木造の戸建て住宅（店舗兼用は要件あり）

②町内に存在し、現に居住者がいること

③昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの

④耐震診断の結果、上部構造点が1.0未満で、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強工事を行うこと

耐震診断は下記の派遣制度をご利用ください。

【福岡県耐震アドバイザー派遣制度】

1件につき3,000円または6,000円

●問／住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局 ☎ 092・582・8061

■事前相談／耐震改修工事を実施する前に、町と必ず事前相談をお願いします（相談前に契約・着手している場合はこの事業の対象となりません）。

① 合併処理浄化槽設置補助金

専用住宅の新築や改築の際、国の指針に適合する「小型合併処理浄化槽」を設置する方に、費用の一部を補助します（先着受付順）。

※受付開始日等は国・県の内示の通知があり次第、町HP上に掲載する予定です。

※この事業は国・県の補助を受けて行われる事業であり、国・県の補助金を含めた町予算の範囲内で実施されます。

■補助対象の浄化槽／（個人の設置する施設のみ）

①専用住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽

※専用住宅：主に居住の用に供する建物。店舗や事務所と併用の住宅の場合は、居住面積が延床面積の2分の1以上であること。

※人槽は延床面積や住宅の形態により決定されます。

②国の指針に適合する合併処理浄化槽

③令和4年度中に着手、完工する合併処理浄化槽

※令和5年3月31日☎までに入居し、完了検査が受けられること。

■補助対象の地域／①公共下水道・農業集落排水事業の認可区域以外の地域

②集合型合併処理施設が設置されている地域を除く地域

■補助金額（限度額）

5人槽 = 332,000円【令和3年度基準額】

7人槽 = 414,000円【令和3年度基準額】

10人槽 = 548,000円【令和3年度基準額】

※単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、下記金額を上限額とし、設置補助額に上乗せして交付します。

●単独処理浄化槽からの転換の場合

既存の単独処理浄化槽の撤去に要する費用	90,000円
配管設置に要する費用	140,000円

●汲み取り便槽からの転換の場合

既存の汲み取り便槽の撤去に要する費用	60,000円
配管設置に要する費用	140,000円

※令和4年度の浄化槽整備事業に関わる国・県の基準額に変更がある場合は補助額も変更します。

■申請方法／

申請用紙は、町HP「申請様式ダウンロード」よりダウンロードできます。

※工事着工前に必ず申請をしてください。着工後の申請は受け付けませんのでご注意ください。

※工事着工時期については、上下水道課と打ち合わせしてください。

■既存住宅に浄化槽を設置する方へ／

浄化槽の大きさは基本的に延床面積を基準に選定されますが、居住人数が2名以下の場合は、軽減が可能となりますので、福岡県京築保健福祉環境事務所に相談してください。

上下水道課から町民の皆さんへお願い

■合併処理浄化槽へ切り替えのお願い

苅田町では、水質汚濁防止と公衆衛生の向上を目的として、単独処理浄化槽や汲み取り式便所を使用しているご家庭に対し、合併処理浄化槽への切り替えをお願いしています。

■浄化槽をお持ちの皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、維持管理が大切です。このため、定期的に保守点検、清掃、法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

●問／上下水道課 下水道業務担当

☎ 093・434・1829

高齢者用肺炎球菌予防接種のご案内

肺炎は高齢者にとって重症化しやすい病気です。また、高齢者の肺炎の半数近くは、肺炎球菌が原因といわれています。予防接種によりその発病や重症化を防ぐことができます（すべての肺炎が防げるわけではありません）。

■期間／4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

■対象／苅田町に住民票がある下記の年齢の方で、今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方（任意接種を含む）

65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に障害を有する方またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（概ね身体障害者手帳等級1級）

■接種回数／1回

■持参する物／自己負担金、健康保険証等（住所・生年月日が確認できるもの）、お知らせハガキ（対象者には4月中にハガキを発送します。お手元に届いてから受診してください）

※生活保護受給者は診療依頼書、60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳（1級）が必要です。

●問／パンジープラザ ☎093・436・5115

■自己負担額／2,000円（生活保護受給者は無料）

■町内指定医療機関／青木内科クリニック、いけだクリニック、いのうえ内科クリニック、苅田内科・整形外科クリニック、桑原医院、健和会京町病院、御所病院、佐々木クリニック、重見医院、たじり小児科、たじり消化器・肝臓内科クリニック、田添医院、村尾医院（事前予約が必要です。上記以外でも福岡県広域予防接種実施医療機関であれば接種できます）

■償還払い／福岡県広域予防接種実施医療機関以外での接種を希望される場合は「予防接種依頼書」が必要となりますので、下記までご連絡ください。接種費用は後日、申請により指定された口座に払い戻します。（ただし、苅田町と京都医師会で契約した金額を上限とします）

注意点／今までに肺炎球菌ワクチンを接種された方は対象にはなりません。万が一、5年以内に再接種をした場合、接種部位が痛む・腫れるなどの副反応が強く出ることがあります。新型コロナウイルスワクチンを接種した場合、2週間あけての接種をお願いします。

令和3年度 児童虐待防止月間標語

189 いちはやく『だれか』じゃなくて『あなた』から

虐待されている子どもを見つけたら下記にご連絡ください！
緊急の場合は、ためらわず110番通報を！

●全国共通ダイヤル ☎189（いちはやく）

※近くの児童相談所につながります

●パンジープラザ ☎093・436・5115

見逃さないで
子どものサイン



令和4年4月1日付 役場人事異動

〔一覧の読み方〕

▼新職名・氏名（前職名）
※掲載は係長以上の職員のみ

問 総務課

☎093・434・1861

総務課

▼主幹（兼）危機管理室長・堤典子（総務課副課長）▼副課長（兼）庶務行政担当係長・村田俊二（総務課庶務法制担当係長）▼副課長（兼）人事担当係長・八木田祥平（財政課施設管理室計画担当係長）▼危機管理室生活安全担当係長・城智則（総務課主査）

企画課

▼政策監・隅田 衡輝（交通商工課長）▼次長（兼）デジタル推進室長（兼）デジタル担当係長・宮本 敦夫（財政課副課長（兼）財政担当係長）▼広報広聴担当係長・岡田 豊宏（総務課人事担当係長）

財政課

▼主幹（兼）施設管理室長・早田 昌生（財政課次長（兼）施設管理室長）▼財政担当係長・有馬 亜希（子育て・健康課子

育て支援担当係長）▼施設管理室計画担当係長・村上 篤史（企画政策課）

税務課

▼債権回収促進担当係長・新谷 祥子（上下水道課主査）

住民課

▼次長（兼）人権男女共同参画室長・原田 幸一（税務課副課長（兼）債権回収促進担当係長）

福祉課

▼副課長（兼）地域福祉担当係長・林 泰宏（会計課出納担当係長）▼高齢者福祉担当係長・高橋 真（農業委員会事務局農地担当係長）

子育て・健康課

▼主幹（兼）総合保健福祉センター所長（再任用・常勤）・片山 博則（企画政策課政策監）▼副課長（兼）子育て支援担当係長・守 秀典（防災・地域振興課副課長（兼）くらし安全担当係長）

都市計画課

▼庶務担当係長・津田 吉輝（防災・地域振興課地域振興担当係長）

土地区画整理課

▼課長・金森 孝治（防災・地域振興課長）▼副課長（兼）庶務担当係長・橋本 久美（総合行政委員会事務局次長（兼）監査担当係長）

交通商工課

▼課長・田口 和幸（土地区画整理課長）

農政課

▼課長・加藤 孝二（都市計画課副課長（兼）庶務担当係長）

上下水道課

▼次長・山口 英則（上下水道課副課長（兼）下水道工務担当係長）▼副課長（兼）水道工務担当係長・佐村 有人（上下水道課水道工務担当係長）▼下水道工務担当係長・加嶋 秀年（上下水道課）

会計課

▼出納担当係長・崎平 美加（教育総務課庶務担当係長）

議会事務局

▼庶務・議事担当係長・藤井 康博（生涯学習課公民館・図書館担当係長）

総合行政委員会事務局

▼監査担当係長・工藤 隆敏（企画政策課広報広聴担当係長）

農業委員会事務局

▼農地担当係長・廣末 豊一（土

地区画整理課庶務担当係長）

教育委員会学校教育課

▼主幹・梶田 純子（教育総務課次長）▼副課長（兼）庶務担当係長・中野 勝広（議会事務局副課長（兼）庶務・議事担当係長）▼学校給食担当係長・上野 優子（地域福祉課高齢者福祉サービズ担当係長）

教育委員会生涯学習課

▼生涯学習担当係長・西本 竜二（地域福祉課地域福祉担当係長）

苅田町消防本部

▼予防課長・宮原 広行（警防課長（兼）救急係長）▼警防課長（兼）救急係長・山中 貴視（総務課長（兼）消防行政改革推進係長）▼総務課長・柿本 晋一（予防課長）▼総務課副課長（兼）消防行政改革推進係長・林 雅弘（総務課庶務係長）▼総務課庶務係長・井上 哲一（警防課警備第一係長）▼警防課警備第一係長・石田 幸一（警防課警備第二係長主査）

3月31日付退職再任用

▼沖永 徳浩（農政課長）

「社会福祉協議会だより」発行日変更のお知らせ

毎月10日に発行しておりました社会福祉協議会だより「手をつなごう」の発行日が、令和4年4月号から毎月25日号発行に変更となりました。皆様に地域福祉の情報をわかりやすくお届けできるように務めていきます。今後とも社会福祉協議会だより「手をつなごう」をよろしくお願いたします。

●問／苅田町社会福祉協会 ☎093・434・3641

第40回 かんだ港まつり フードフェスティバル出店者募集!

かんだ港まつり花火大会と同日開催する「フードフェスティバル」の出店者を募集します!

■日時 / 5月15日@ 10時~17時

■場所 / 苅田町役場前駐車場

■出店条件 / 苅田町内に店舗がある、または苅田町内に在住の方(出店に必要な届出は各自で事前をお願いします)

■募集店舗数 / 10店舗(出店費用は掛かりません)

■区画サイズ / 3.6m×3.6m

■応募方法 / かんだ港まつりホームページより申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、事務局へご提出ください。

■応募締切 / 4月25日@

※申込み多数の場合は抽選で参加店舗を決定します。

※フードフェスタは昼間に新型コロナ感染対策を徹底して行います。かんだ港まつり花火大会は同日の夜間にサプライズ花火として行います。

※新型コロナウイルスの影響により、イベントが中止、変更となる場合がありますのでご了承ください。



●問 / かんだ港まつり実行委員会事務局(交通商工課内) ☎ 093・434・1809

※出店の詳細については、ホームページにて確認または上記にお問合せください。

手指の消毒液(携帯用)を無料配布します

苅田町環境対策連絡協議会(弥永明彦会長)から手指の消毒液(携帯用、スプレータイプ、30ml)が寄贈されましたので、無料配布します。希望される方は、環境課にお越しください(先着順・なくなり次第終了します)。

【配布方法】簡単なアンケートに回答していただいた方、お一人につき消毒液1個を配布します。代理でのアンケート記入や受取はできません。

●問 / 環境課 ☎ 093・434・1834



苅田町環境対策連絡協議会 / 企業と町が相互に協力して、環境保全対策を積極的に進め、住民福祉を向上することを目的として、昭和58年に設立された協議会です。

【加盟企業等】三菱マテリアル(株)、九州電力(株)、麻生セメント(株)、宇部興産(株)、(株)九州テクノメタル、日産自動車九州(株)、日本磁力選鉱(株)、TOTOプラテクノ(株)、豊鋼材工業(株)、(株)瓢屋、九州ホイール工業(株)、北九州セキサン(株)、(株)九州鉄鋼センター、(株)ファルテック、平和自動車工業(株)、トヨタ自動車九州(株)、苅田町(順不同、令和4年3月末現在)